――国家人権委員会による実態調査にもとづいて―韓国における学生スポーツ選手の人権問題

呉 永鎬

中村

哲

也

はじめる

正な環境のもとで、日常的にスポーツに親しみ、スポークに環境のもとで、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人体に保障されるべき権利の一つ」であり、「各人の自発性とつとする考え方=スポーツ権は、世界中で着実に市民とつとする考え方=スポーツ権は、世界中で着実に市民とつとする考え方=スポーツ権は、世界中で着実に市民とつとする考え方=スポーツ権は、世界中で着実に市民とつとする考え方=スポーツを関い、適性等に応じて安全かつ公権のひが採択されて以後、スポーツへの参加を基本的人権のひが採択されて以後、スポーツを開心を基本的人権のひた。

ている。参画する機会が確保されなければならない」と述べられ参画する機会が確保されなければならない」と述べられツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に

体罰、 には、 らず、 もう一校は大会終了後に指導者が辞任)。二〇〇七年六月 覚した(一校は予選を勝ち抜きながら大会前に出場辞退) る強豪校二校で、指導者から選手に対する暴力行為が発 二〇〇五年八月、 選手へ、あるいは、 えている。日本におけるその最たる事例が、指導者から しかし、こうしたスポーツ権思想の広がりにもかかわ 大相撲の力士が親方や兄弟子から暴行を受け、死 当のスポーツ界自体が内部に多くの人権問題を抱 暴力の問題である。 全国高等学校野球選手権大会に出場す 部内の先輩から後輩へとふるわれる 近年話題になった例として、

が確定、親方の裁判は二〇一〇年一二月現在係争中)。亡するという事件も発生した(兄弟子は裁判で有罪判決

る傾向 では、 ける傾向が強いことなどが明らかにされている。 経験がある者の方が体罰を 几 たことを厳しく批判してきた。 よって構造化され、 運動部活動 を中心にして批判的にとらえられてきており [○%程度が体罰受けた経験があること、 こうした問題は、 中学校や高校で運動部活動を経験した者の二〇~ が 強いこと、 が勝利至上主義や商業主義、 これまでにもスポーツ社会学の研究 競技レベルが高い選手ほど体罰を受 生徒の自主性や自発性を軽視してき 「必要」「仕方がない」と考え 個々の研究者による調査 管理主義教育に 体罰を受けた 学校の

る。 とつである中 本国内の問題としてとらえる傾向が強い。 界の人権問題は、 環境批判』 ただ、 これらの研究は根本的な認識として、 は、 村敏雄の著書の そうした認識の枠組みを如実に示してい 日本的なスポ タイトル ーツの特徴、 『日本的 先行研究の あるい スポ スポ は日 Ì 1 7) ÿ vy

権問題は、日本でのみで発生しているわけではない。スしかし現実には、暴力をはじめとしたスポーツ界の人

めには、 いる。 化 ポー ポーツ選手の人権問題も世界中で発生するようになって 世界中のアスリートを巻き込んでおり、そうした中でス ただ、 ツの商業主義化とグロ 低年齢 現代のスポーツ界の人権問題を正確にとらえるた 現在 グローバルな視角が必要不可欠である。 のトップアスリートの活躍といった現象は、 の日本におけるスポーツ研究の状況を見 ーバル化、 競技レベルの 高 わ 度

の認識や視角を広げることを阻害する要因の一つになっ得られる情報は決して多くない。情報の少なさが、研究たすと、日本以外の国や地域における人権問題について、アプリアの「アイン・アプリア」といって、アプリア

要な意味があると思われる。 に』(二〇〇八年 することができた大韓民国 人権委員会による報告書、 查 中・高校学生選手の学習権、 こうした状況にかんがみた時、このたび私たちが入手 方法、 調査結果を見ていくことにしよう。 月 の 『運動選手の人権状況実態調 (以 下、 内容を紹介することには、 以下、 暴力、 韓国と略記) 調査に至った経緯 性暴力実態を中心 の 国 査

ているとも考えられる。

韓国におけるスポーツ選手の 人権問題実態調査実施の背景

して黙認されてきたことを傍証している。 界における選手の人権問題が取り上げられることはなか 侵害が「公然たる秘密」や、「どうしようもない現実」と があらゆる領域で展開されたにもかかわらず、スポ に入ってからのことである。 して俎上に載せられることになったのは、 韓国に これは、 お いいて、 スポー スポー ーツの ツ選手の 現場では、 一九九〇年代に民主化 人権 選手に対する人権 が社会的 二〇〇〇年代 な問 i ツ 運動 .題と

てい 等と断絶をその特徴としており、 エ ツ」と形容される韓国のエリートスポーツ政策に関連し ジの向上を至上命題に掲げる 工 IJ IJ スポーツ界で発生する人権侵害の問題は、 るといえよう。 ・ツは① 1 というスポ |動選手の 国家主導 リュ・ 育成中心、 ーツ選手 0 統制と管理 テホ他によれば、 が 「国家主導エリートスポー ③生活、 か 以下に示す事例からも かわる諸領域間 ②少数の限定された 学校、 国家イメー エリートス スポ 0 不均 Ì vy

訓

練決議」

ると考えられる。。 り、 理 明らかなように、スポーツ人権侵害の通底音を成して 学習権の侵害、 性別や階層間における非対称な権力関 そこに、 暴力・性暴力が生み スポーツ界の暴力許容の 出されることに 係 が重 な 41

なるという複雑な様相を呈してい

る

連の事件だと言えるだろう。。 本権はないのか?」の 委員会やシンポジウム「韓国プロ 協入会署名運動に署名した選手全員を自由契約選手 野球委員会」(KBO)はこれを労働 結成を試みた。 人権上の問題が多い契約の実態を改善しようと協 球選手協会(選手協)の結成とそれに対する弾 りを見せた契機となったのは、 A) として放出した。これに対して選手協は、 韓国においてスポーツ選手の人権に対する関 等の活動を行った®。 しかし、 開催、 韓国プロ野球を総括する ワー プロ野球選手七五人が、 二〇〇〇年 1野球に、 クショップ 運動とみな おいて選手の 月のプロ 「一月中 心が高 制度改善 圧 等の 議会の 選手 韓国 F 個 ま

41 0 選手が参加して再結成を試みたところ、 反発を受け シーズン終了後の一二月一八日、 選手協執行部を主導する選手六名がF 選手協執行部 各 球 可 側 八名 0 強

光部 生選手たちの人権にも光が当て始められるようになった けに韓国社会において、 を中断する」という強硬策をとった。 態を解決することができなければ、 たのに対し、各球団側は一二月二六日に理事会を開 選手たちが選手協に集団で加入するなどの 放出された。 の仲裁により収拾したが、 これにより選手協とKBO プロはもちろんアマチュアや学 この一連の 来年度シー 事態は韓国文化観 の対立 事件 団体 をきっ が ズン試合 行動に出 激 化 か 事

注目を集めるようになった。シドニーオリンピッ・匹歳)のチャン・ヒジン選手の事件をきっかけに社 0 彼女の韓国代表資格を剥奪し、 授業を受けられるようにしてほしい」と要請した。これ 選手村への入村を拒否し、 技生活を両立しようと、 控えた二〇〇〇年五月、 入村してト を受けて大韓体育会は、 選抜対象から除外する懲戒処分を下した。 方、学生選手の人権問題は、 レーニングを受け 中間テストを受けるために泰陵チャン・ヒジン選手が学業と競 韓国の代表選手は必ず選手村に 「一学期末試験まででも学校の な さらに一年間代表チー ければ シドニーオリンピックを 中学校二年生 ならない (当時-会の て、 +

> 題は、 づく制度と心 処分が撤回されることはなかった。この事 けない」と、 会長は ある」と表明した。また大韓体育会のキム・ウンリ る」「国の代表として個人が犠牲を甘受することは当然で 果」であると指摘し、韓国スポーツの構造改革を促した。 上主義という韓国スポーツの構造的矛盾から派生した結 の教授の賛同を集めた。 運動を展開 教授たちが、チャン選手の懲戒撤回などを要求する署名 開された。 エリートスポーツ政策及び勝利至上主義、 この事態が起こると直ちに、 しかし選手村側は「選手村入村は国の代表の義務 選手個人の 「特定選手のために一国の体育政策が揺れ Ü 特に六月八日には全国の大学の体育関連学科 運動側の要求を一 性 がもつ抑圧性と閉塞性を端的に示してい わずか三日間で二五大学、 問題では 運動では、「チャン選手の懲戒問 なく国家エリートスポ 蹴し、 組織的 チャン選手の懲戒 な運 二〇〇名以 またそれに基 一件は、 動 が各 れては 韓国 ーツ至 1地で展 ノヨン 0

0

である。

が存続」しているという現状認識のもと、「韓国最初のスり、奇形的スポーツシステムと歪曲されたスポーツ文化これに対し、「スポーツ部門は改革の無風地帯として残

ると言える。

名運動、 ŧ 日、「体育市民連帯」が結成された。。体育市民連帯策の代案を提示」することを目的に二〇〇二年五月 状況の改善を牽引している。 討論会等様々な活動を展開し、 も含めて構成されている。発足以来、モニタリングや署 言論人等の専門家、 述の運動に参加した大学教授や教師たちを中心としつつ ポーツ分野 ツ政策の監視と批判、 スポーツ界関係者だけにとどまらず、弁護士、 政策提言、 「のNGOとして、 政府とスポーツ団 セミナー、 保護者や児童・生徒といった市民を 全ての国民のためのスポー シンポジウム、公聴会、 スポーツ界における人権 体育市民連帯は上 体 医師、 0 ンスポ · ツ 政

など、 打 になっていった。こうしたなかで、 係を基盤に がもつ問題点や、 発生した。女子ショートトラックの代表選手に対する殴 た八名のサッカー選手が死亡、一六名が負傷する事件が 天安小学校サッカー部合宿所で火災が発生し、 :事件も発覚し、 また、二〇〇三年三月二六日、 性別と指導者―選手間といった非対称的 して、 スポー スポー 合宿所生活・合宿訓練というシステム ツ選手を抑圧する現実が明るみ ・ツ界における常習的 忠清南道天安市盛 国会や言論界、 な暴力行為 な権 眠ってい イン 力関 況 洞

心が本格的な高まりを見せていった。ターネットにおいてスポーツ選手の人権問題に対する関

これを韓国社会の重要な人権上の懸案と捉え「スポーツを設置し、ソウル大学スポーツ科学研究所に選手暴力実態調査を依頼して調査を実施した。こうして、スポーツ態調査を依頼して調査を実施した。こうして、スポーツ態調査を依頼して調査を実施した。こうして、スポーツ経営の入権と関わる韓国最初の大規模な調査として、二窓手の人権と関わる韓国最初の大規模な調査として、二窓手の人権と関連する動きを背景として、国家人権委員会」とそれに関連する動きを背景として、国家人権委員会」とそれに関連する動きを背景として、国家人権委員会」との結果、大韓体育会は「選手暴力根絶対策委員会」

した実態調査が行われた。の実態調査、二〇〇八年の中・高校生運動選手を対象にて、二〇〇六年の小学生運動選手を対象にした人権状況分野における人権向上事業」を開始した。その一環とし

二.実態調査の視角、目的、方法

女子大学校産学協力団の主導のもと、五月から十月にか二〇〇八年の実態調査は国家人権委員会の支援と梨花

実態調 して、 態を中心に』(以下、 けて調査 梨花女子大学校韓国女性研究院、 十一月に、 查— ・研究が行われた 中 高校学生選手の学習権、 国家人権委員会『運動選手の人権状況 『実態調査』と略記) (研究責任者:イ・ミョンソ 客員研究委員)。 暴力、 が発行され 性暴力実 た。 そ

研究の視角

というものである。。カの発生と構造的にどのような連関性をもつものなのか ているの 文化が学生選手に対する暴力をどのように助長、 ているのか、②韓国スポーツ界の男性的文化と暴力許容 ラダイムがどのように学生選手の人権侵害問題を惹起し 設定している。 況にかんがみて、 これら三者を関連づけた先行研究が皆無であるという状 ぞれに対する実態調査や理論的検討が行われてきた一方、 本研究は、 ③ 性 暴 韓国において学習権、 すなわち、 調査と分析の際に以下の三つの視角を 力の発生構造は何であり、 ①国家主導のエリート体育パ 暴力、 性暴力のそれ これ 黙認、 は暴

究は一般のスポーツ界やスポーツ選手ではなく、「学生選研究報告書タイトルに端的に示されているように、研

手」をその研究対象としている。ここでいう「学生選手」をその研究対象としている。ここでいう「学生選手」をその研究対象としている。ここでいう「学生選手」をその研究対象としている。ここでいう「学生選手」

目を逸らさずにはいられないであろう。。造に加担しうる性質からも、学生選手を対象にした以上、値基準を再生産し、それを強いる権力性あるいは権力構値基準を再生産し、それを強いる権力性あるいは権力構また、これは調査の主たる企図した所ではないが、教また、これは調査の主たる企図した所ではないが、教

研究の目的

習権、 改革及び政策法案を模索することを目的としてい 問題点を把握し、 する実態調 事業」の一環として行われ、 本研究は、 暴力、 査を実施することによって、 性暴力の実態を中心に、 国家人権委員会の ミニ種をこう…………… ロックスの根本的な予防と改善のための制度 中 「スポー 高等学校学生 人権状況 具体的 ツ分野 選 人権向 な現実と 全般に対 手の学 上

ある、 という三つが挙げられている。。害の有無を人権侵害の指標とし、 内において発生する暴力実態を探る、 な状態を、 緒的自律権 条件にあるのかどうかという側 して情緒的、 であるということを考慮した時、 る主要指標とする根拠としては、 学習権、 さらに性的 ②その集団を構成する個 人権尺度の重要な基準の一つとして、 暴力、 !が他人や外部の力による暴力や強制 認知的成長を可能にし、 自律権または性的自己決定権に対する侵 性暴力を学生選手の人権侵害を評 人の身体的 面は大変基礎的 学生選手たちが学生と ①研究対象が学生選手 性暴力実態に接近する ③個人の自律権概 未来を準備できる • 精神的 な指 から自由 運 標で 動 価 部 情 す

調査方法

本調査の方法は以下の通りである。。

調査

性 標本収集の過程で統計分析上有意とみなせないと判断し、 学生一一三九名を対象に実施した。 莂 二〇〇八年五 学年 - 別の変数を中心に統計分析を行った。 ~八月まで、 全国中 地域 高等学校運 別と種 自別 設問紙 動 は 部

> ついて測定する質問。また、 内 |容は、 大きく学習権、 暴力、 般的事項も含ませている。 性暴力の経験や意識に

0

深層 面

た個別的 さ等の全般的 練習や進路選択の過程、 々な地域の学生選手を対象としている。学生選手たちの 場合には、二~三時間行われることもあった。全国の様 面接は平均で約一時間半、 構造化された質問紙を用い、 手三〇名を対象に、 男性九名: 調 査は、 [経験、 団体種 中学生一 な問題から始まり、 被害に及んだ脈略や関係、 目一六名、 一二〇〇八年五~九月まで実施された。 四名、 スポーツと学習を並行する難し ラポールがうまく形成された 高校生一六名(女性二一名、 一対一面接調査で行われた。 個 人種目 人権侵害被害と関連し 一四名)の学生選 状況等を中心

に面接は行われた。

ウ

専門家インタビュー

諮問

連市民団体関係 ・ツ人権 及び書面諮問 スポーツ学者四名、 に関する政策の現状と課題についてインタビュ 者三名、 女性学者二名、 政策担当者 名を対象に、 暴力及び性暴力関

0

エ

文献研究

オ・その他

験、討論内容等を分析や参考資料として用いた。国家人権委員会が開催した保護者懇談会での意見や経

た。

三.実態調査の結果の概要

設問調査の結果

あった。 れていないと回答しており、 四 時間は、 調査の結果を見てみよう。 [時間程度であった。 実態調査の結果の概要は以下の通りである。 試合がある時で平均二時間、 八二・一%が補習はほとんど行 学生選手たちの正規授業 授業欠損率は深刻な状況に ない時は平均 まず設問 参 兀 加 わ

以上、 者による暴力の次に、 運動場や体育館などのトレーニング施設であった。 や監督等の ない暴力を経験していた。 %が経験しており、 暴力については、 五%の学生が 指導 者であ その内の二五%は一週間に一~二回 毎 調査の対象となった学生の七八 ŋ Ė 先輩• 暴 暴力の主な行為者は、 練習やトレーニングと関 後輩や同輩による暴力も多 屰 が発生する主な場所 コー 指 係の は チ 導

い暴力の場合、先輩が主な暴力行為者になると分析されく回答されており、特に練習やトレーニングと関係のな

習をもっと熱心にやらなければならないと考える」とい をする」等 選手により否定的影響を与えるものと分析され 生が六六・四%、 い」という回答には、性差が有意に表れており、女子学 う回答は二○・一%に留まった。 い」と考えるようになるという回答が最も高かった(五 体罰等の暴力による被害の影響は 暴力への対処方法としては、「耐えたり知らない 四%)。体罰の効果に対する一般的通念とは異なり の消極的対処が「嫌だと言い、 男子学生が四七・一%と、 特に「スポーツをやめた 「スポ やめろと要求 İ 暴力が女子 ツをやめた てい ふり

続いて「強制わいせつ」が二五・四%を占める。「強姦」ると、「言葉によるセクハラ」が五八・五%と最も高く、が被害を受けた経験があると回答している。類型別に見イプ」などの性暴力については、調査対象者の六三・八%一方、「言語的セクハラ」「強制的な性関係の要求」「レー方、「言語的セクハラ」「強制的な性関係の要求」「レ

男子学生がより消極的な対処傾向を示した。

する」等の積極的対処より支配的であり、

女子学生より

・後輩関係」で最も多く発生している。被害場所は主に行為者とは異なり、「指導者と選手の間」以上に、「先輩り、深刻な状況にあるといえよう。性暴力行為者は暴力り、深刻な状況にあるといえよう。性暴力行為者は暴力を、このような被害の割合は、学生選手が日常的に性した。このような被害の割合は、学生選手が日常的に性

ポーツをやめたくなる」(五四・七%)という回答が最も、やはり「スポーツをやめたくなる」(四六・七%)が、次に「腹が立つ」(四五・九%)、「恥ずかしく最も高く、次に「腹が立つ」(四五・九%)、「恥ずかしく 世差が有意に表れており、男子学生は「腹が立つ」(五四性差が有意に表れており、男子学生は「腹が立つ」(五四性差が有意に表れており、男子学生は「腹が立つ」(四六・七%)がも、やはり「スポーツをやめたくなる」(五四・七%)という回答が最も

な気がして」(三三・二%)、「恥ずかしく動揺してしまっに対処しない理由としては「選手生活に不利になるよう意志を見せる比率が高く示された(五九・六%)。積極的はっきり言って、やめろと要求する」等の積極的対処の性暴力に対する対処は暴力のそれと比べて、「嫌だと

学生選手に対する指導者の暴力は日常的であり、

往々

多かった。

率は平均八六・二%であり、男子学生より女子学生の方たちが「スポーツをやめる意思をもった」と回答した比といったものが上位を占めた。調査において、学生選手て」(三一・九%)、「対応方法を知らず」(二九・七%)

面接調査の結果い

続いて、面接調査の分析結果の概略に移ろう。

が高い値を示した。

合宿所」

Þ

「寄宿舎」になっている。

あり、 る。 体育など特定の科目しか授業を受けられない状態にあり に加えられる暴力や性暴力といった人権侵害にも抵抗 分野に自分の将来を選択することを制限させ、 力水準に抑えられたままでいることが、スポーツ以外の 用すると分析されている。 多くの者が学力を極度に委縮された状態にあったと言え 学習権侵害の状態で放置されていた。授業欠損は深刻で、 ることを不可能にする機制として機能するのである 学習権に関した内容では、 学習権侵害は暴力と性暴力を黙認する主要な土台で また学生選手の人権侵害の構造的な背景として作 すなわち、 学生選手たちは英語や音楽 学生選手が低い 現 在自ら 学

力は、 加害者―被害者連鎖の悪循環が再生産されている。 要因として作動しており、 動意欲を消失させていると分析されてい 実際には学生選手たちの士気や自尊心低下を招来し、 たは実力向上のための必要悪として容認されているが、 かになった。 手の人格を侮辱するという形で表れるということが明ら に体罰という名目で、 学生選手間の暴力と殴打文化を再生産する主要な 暴力は学生たちの練習やトレーニング、 暴力行為者の感情の爆発や学生選 指導者―先輩―後輩と連なる . る。 指導者 1の暴 運 ま

に難しいのと同じように、性暴力被害者は、 ながら生まれているとされる。 潜在的加害者として、 あるいは先輩・後輩間の暴力や体罰の一つの方式として現 や練習やトレーニング、親密であることを装ったセクハラ、 41 権力構造やヒエラルキー的な暴力文化と構造的に連関して 者と学生選手間に発生し、これら性暴力の発生は不平等な る。 後輩間のヒエラルキーにより性暴力への対応を回避した 性暴力は先輩・後輩や同輩間に、そしてコーチ等の指導 この過程で、 スポーツ現場における性暴力は、 暴力の加害者が性暴力の加害者または 時空間的な次元で相互連関性をもち 暴力に対する対応が構造的 指導者による体罰 指導者や先輩

に置かれていると分析された。り、積極的に対応する場合も適切な解決策を探せない状況

力、性暴力の相互連関性が浮き彫りになったといえよう。えするものであり、人権侵害が発生する構造と学習権、暴こうした深層面接調査の結果は、設問調査の結果を下支

おわりに

会での 界に人権問題がなくなったわけではない 導者をスポーツ界から追放する 手苦情処理センター」の設置、 対策がとられるようになっている。一例をあげると、 内でもスポーツ選手の人権問題に対する社会の認識 ただ、メディアによる報道や各種調査を受けて、 などである。もちろん、これらの対策によってスポー まってきており、 ーツ選手に対する人権侵害は非常に深刻な状況にある。 これ 小・中学校における運動部の寮や合宿 まで見てきたように、 「学校スポーツ正 世論 の後押しを受けるかたちで様 常化 韓国国内における学生スポ のための促 三度暴力行為を行った指 「三振アウト制 が、 進決議 所の廃止 スポー 度 韓 議決 ·ツ界 々な 選 は 国 ij 導 高 国 玉

の民主化は着実に前進しつつあるといえよう。

ツ界の 行した報告書"Protecting Children From Violence in Sport - A Review with a Focus on Industrialized Countries"である。 みは、 問 死事件が取り上げられている)。 侵害の実例を報告している 定義を採用 当な取扱い 暴力とは この報告書では、 I C E F 題は っつつあるとい スポーツ界における人権問題を調査 傷害若しくは虐待、 イタリ 人権侵害を少しでも減らしていこうとする取 韓国だけにとどまらない。 世界レベルで取 「あらゆる形態の身体的、 1 Ų 又は搾取 アのフィレンツェにある国 ノチェンティ研究所が二○一○年七月に発 えよう。 各国のスポーツ界で発覚した様 「子どもの権利条約」一九条に基づい (性的 ŋ 放置若しくは怠慢な取 組 虐待を含む。)」 (日本の事例では、 むべき重要なイシュー スポーツ界における人権 そうした動きの代表例 若しくは精 [連児童基金 ・研究し、 という広 々な 扱い、 神的 力士暴行 スポ Û 人権 範なな な暴 ŋ Ċ, 不 Ν 組 1

> ポ | いい った。 高校野 B の重要性に対する認識はきわめて低い ないのは時代遅れ」「野球だけ特待生を認めない てとらえられているにすぎない。 野 ÿ 球 といった論調であり、 しか 選手の学力、 球の特待生問題では、 といった個別の競技レベ 世論の大勢を占めたの 授業の保証・ スポーツ選手の学習権保障 スポーツ特待 ル、 二〇〇七年に発生した 補償が最大の論点とな 競技 水準にある は 刊 特待 生 体 0 の 問 . の 可 生を認め 否とス はお 題とし か

本の 報すらほとんど把握できてい 性暴力に関する調査などは、 本格的な全国調査が行われ 手の人権 それを反映するかの スポーツ界における人権問題の実態は、 問 題 0 調査 は ように、 小規模なものにとどまっており、 たことはない。 ないのが現状である。 おそらく皆無であろう。 日本におけるスポー スポ 基本的 ーツ界の · ツ 選 な H

性の ーツ 域的 両 É な おけ 差異 面 1 から分析される必要があると思われる。 バリゼーショ Ś 0 人権問 両面をもたらすものと考えるならば、 題 ンが、 も 普遍的 世界的な文化の共通 な共通点と地 域的 それ な特殊 性 スポ と地

は言えない。

暴力問

題は、

先に例に挙げたように、

相撲

ご題に対する意識は、

まだまだ高

41

こうした世界の

動きにもか

かわらず、

日

1本国内では

ス

を受ける権利の保障が明記され

た。

○年に改正された日本学生野球憲章では、

選手の

教育

調査を実施することが急務になっていると思われる。明らかにするためにこそ、日本でもまずは基本的な実態

参考資料

以下、『実態調査』の結果のうち、スポーツ選手に対する暴力・性暴力の内容を参考資料として提示する。本項で取り上げる調査項目は、ほとんどの設問が複数回答であるため、以下の表では n および各質問への回答をパーセンテージで示している。それにより、韓国のスポーツ選手が、様々な類型の暴力・性暴力を様々な関係者から受けている実態が見て取れることと思われる。

表1 暴力経験の有無

暴力類型 (n=1139)	あり	なし
1-①運動部で練習と関係なしに怒られたりぶたれたこ	44.4%	55.6%
とがある		
1-②運動ができなかったり練習態度が悪いと、気合いや	64.3%	36.6%
オルチャリョを受けたことがある		
1-③運動をできなかったり練習態度が悪いと、侮辱的な	59.1%	40.9%
言葉や悪口を受けたことがある		
1-④運動をできなかったり練習態度が悪いと、ぶたれた	49.3%	50.7%
ことがある		
1-⑤運動部で服を脱げという体罰や気合いを受けたこ	7.0%	93.0%
とがある		
上記の中の暴力を一つでも受けた経験がある	78.8%	21.2%

註1:1-①から1-⑤までは複数回答。註2:表中の「気合い」と「オルチャリョ」はともに俗称であり、団体内の規律維持やしごきという名目で団体成員に与えられる、身体的及び精神的罰を与える行為を指している。

典拠:『実態調査』三八頁、表Ⅲ-8より作成。

表2-1 暴力行為者との関係(女子)

区分	コーチ	監督	友だち	先輩後輩	その他
1 -①(n=232)	36.6%	10.8%	2.2%	61.6%	1.3%
1 -2(n=358)	72.9%	14.5%	0.0%	29.9%	0.0%
1 -3(n=337)	66.5%	24.0%	1.2%	32.6%	1.5%
1 -4(n=263)	84.4%	14.8%	0.0%	11.0%	0.8%
1 -5(n=25)	64.0%	4.0%	0.0%	48.0%	0.0%

註 1: 複数回答。各項目は、各行のn を 100% とした中に占める割合を示す。註 2: 表中の「1-①」等の番号は、表 1 内の番号と対応している。すなわち 1-①は「運動部で練習と関係なしに怒られたりぶたれたことがある」という設問への回答である。以下同じ。

典拠:『実態調査』四五頁、表Ⅲ-17より作成。

表 2-2 暴力行為者との関係 (男子)

区分	コーチ	監督	友だち	先輩後輩	その他
1 - ①(n=260)	35.4%	13.5%	5.4%	59.6%	3.5%
1 -2(n=353)	69.4%	16.4%	0.3%	32.3%	1.1%
1 - ③(n=314)	64.6%	21.7%	1.6%	31.8%	1.6%
1 -4 (n=279)	68.5%	17.6%	0.0%	28.7%	1.4%
1 - ⑤(n=51)	41.2%	17.6%	0.0%	51.0%	2.0%

註1:複数回答。各項目は、各行のnを100%とした中に占める割合を示す。

典拠:『実態調査』四五頁、表Ⅲ-17より作成。

表 3-1 暴力を受けた場所(女子)

20 1	20,700	又() (C-////	// (×) /						
区分	合宿所	試合場	練習所	移動車	ロッカールーム	コーチ 室	試合後 のミーティング	閑寂な場所	その他
1 - ① (n=229)	52.8%	7.0%	41.9%	1.3%	4.8%	1.3%	1.3%	1.7%	15.3%
1 - ② (n=348)	18.1%	5.5%	83.6%	0.3%	3.4%	1.1%	1.1%	1.1%	4.6%
1 - ③ (n=330)	17.3%	6.4%	87.6%	3.0%	3.6%	1.5%	1.2%	0.9%	4.8%
1 - ④ (n=254)	8.7%	2.8%	92.1%	1.2%	2.8%	0.8%	0.8%	0.4%	2.8%
1 - ⑤ (n=25)	16.0%	16.0%	64.0%	4.0%	8.0%	4.0%	4.0%	0.0%	20.0%

註:複数回答。各項目は、各行のnを100%とした中に占める割合を示す。

典拠:『実態調査』四七頁、表Ⅲ-18より作成。

表3-2 暴力を受けた場所(男子)

区分	合宿所	試合場	練習所	移動車	ロッカールーム	コーチ 室	試合後 のミー ティン グ	関寂な場所	その他
1 -(1) (n=90)	12.2%	2.0%	11.7%	1.1%	2.5%	0.5%	0.9%	0.6%	5.2%
1 -② (n=346)	16.5%	3.5%	78.9%	0.9%	6.1%	0.0%	1.2%	2.0%	5.5%
1 -3 (n=308)	15.9%	6.5%	83.1%	1.9%	6.5%	1.0%	0.6%	0.6%	5.8%
1 -④ (n=269)	17.1%	3.0%	81.4%	0.4%	8.2%	0.4%	0.7%	1.9%	5.2%
1 -⑤ (n=50)	30.0%	6.0%	62.0%	2.0%	12.0%	0.0%	4.0%	6.0%	12.0%

註:複数回答。各項目は、各行のnを100%とした中に占める割合を示す。

典拠:『実態調査』四七頁、表Ⅲ-18より作成。

表4 暴力経験に対する態度

区分	女子	男子
	(n=536)	(n=573)
①何も感じない	2.2%	9.9%
②憂鬱だ	10.8%	8.7%
③腹が立つ	44.4%	46.1%
④怖い	12.1%	5.8%
⑤スポーツをやめたくなる	66.4%	47.1%
⑥恥ずかしいく侮辱感を覚える	23.5%	15.5%
⑦当然だと思い耐える	6.5%	11.3%
⑧練習をもっと熱心にやらなければと思う	14.2%	25.7%
⑨いつかは復讐しようと思う	15.7%	20.9%
⑩その他	2.6%	5.1%

註:複数回答。男女それぞれのnは元のデータより算出。両者の合計は1109となり、サンプル合計1139とは合わないが、誤差30は無回答と推測される。

典拠:『実態調査』四八頁、表Ⅲ-19より作成。

表 5 性暴力経験

性 (暴力) 経験実態 (n=1139)	あり	なし
5-①服を着替えたり休んでいる時、ノック無しにこっそりと入ってこ	43.9%	56.1%
られたことがある	45.9%	36.1%
5-②体(胸、尻、足等)をジロジロと見続けられたことがある	21.8%	78.2%
5-③体や外見に対し、冗談を言われたり、馬鹿にされたことがある	58.5%	41.5%
5-④私の前で故意にズボンを下ろしたり、体を見せられたことがある	9.6%	90.4%
5-⑤他の人がいる前で猥褻な動画を見せたり絵をつけられていたこと	10.69/	89.4%
がある	10.6%	09.4%
5-⑥頬にキスをしろと強要されたり強制的にキスされたことがある	11.2%	88.8%
5-⑦膝の上に座らせられたり、許可なく体に寄りかかってくる	18.8%	81.2%
5-⑧体(肩、胸、尻、足、腰等)を許可なく触られたことがある	19.6%	80.4%
5-⑨服を脱がせたり、脱げと言われたことがある	6.3%	93.7%
5-⑩強制的に性関係を要求されたことがある	1.7%	98.3%
5-⑪強制的に性関係を要求され、どうしようもなくやったことがある	1.1%	98.9%
上記の中の性暴力を一つでも受けた経験がある	71.8%	28.2%

註:5-①から5-⑪までは複数回答。

典拠:『実態調査』五四頁、表Ⅲ-22より作成。

表6-1 性暴力行為者との関係(女子)

区分	コーチ	監督	友だち	先輩後輩	その他
5 - ①(n=221)	21.3%	10.9%	42.5%	44.3%	8.6%
5 -2(n=124)	30.6%	16.1%	29.0%	43.5%	10.5%
5 - ③(n=325)	30.5%	12.6%	43.4%	53.5%	2.5%
5 - 4(n=36)	8.3%	0.0%	22.2%	69.4%	11.1%
5 - ⑤(n=34)	5.9%	2.9%	58.8%	47.1%	11.8%
5 - 6(n=54)	31.5%	16.7%	14.8%	27.8%	16.7%
5 - ⑦(n=103)	17.5%	8.7%	40.8%	43.7%	6.8%
5 - ®(n=113)	24.8%	13.3%	32.7%	37.2%	9.7%
5 - 9(n=20)	10.0%	15.0%	15.0%	75.0%	5.0%
5 - 10(n=6)	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
5 -(1)(n=3)	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%

註:複数回答。各項目は、各行のnを100%とした中に占める割合を示す。

典拠:『実態調査』六六~六八頁、表Ⅲ-37より作成。

表6-2 性暴力行為者との関係 (男子)

区分	コーチ	監督	友だち	先輩後輩	その他
5 - ①(n=246)	19.1%	4.5%	56.9%	52.0%	3.3%
5 -2(n=94)	10.6%	7.4%	55.3%	47.9%	9.6%
5 - ③(n=285)	11.9%	4.2%	58.2%	59.3%	1.4%
5 - 4(n=66)	7.6%	0.0%	42.4%	65.2%	1.5%
5 - ⑤(n=72)	0.0%	0.0%	68.1%	51.4%	1.4%
5 - 6(n=65)	7.7%	1.5%	29.2%	58.5%	6.2%
5 - ⑦(n=95)	5.3%	0.0%	47.4%	57.9%	4.2%
5 - ®(n=99)	7.1%	2.0%	55.6%	59.6%	3.0%
5 - 9(n=44)	11.4%	6.8%	13.6%	75.0%	0.0%
5 - 10(n=12)	0.0%	0.0%	16.7%	66.7%	16.7%
5 - (1)(n=8)	0.0%	0.0%	12.5%	62.5%	25.0%

木書店、

一九八六年、五五~六八頁、

今橋盛勝他編著

ニス

伊藤高弘他編『スポーツの自由と現代 上巻』、

ポーツ「部活」』、草土文化、

一九八七年、

城丸章夫他編

『スポーツ部活はいま』、青木書店、

書店、

一九八〇年、

牧野共明「スポーツにおける根性

主

青 青木 木

書店、

おもな研究として、

森川貞夫『スポーツ社会学』、城丸章夫『体育と人格形成』、

註:複数回答。各項目は、各行のnを100%とした中に占める割合を示す。

敏

雄

『日本的スポーツ環境批判』、

大修館書店、

一 九 中 村

一九九一年、

典拠:『実態調査』六六~六八頁、表Ⅲ-37より作成。

(3) 昧堂出! 学校のクラブ活動における指導者の暴力行為」、 影響過程の視点から」、 Ŧī. 女子大紀要 (人文・社会科学)』 五五号、 〇〇〇年一月、 阿江美恵子「運動部指導者の暴力的行動の影響 「庫川女子大学、 年、 おける体罰に関する調査研究」、 版 内海和雄 九九八年、 日本体育学会、 『部活動改革 高橋豪仁・久米田恵 『体育学研究』、 など。 西坂珠美・会田宏「高等 生徒主体への道―』、 『教育実践総合センタ 「学校運動部活 四五巻一 二〇〇七年、 『武庫川 号、二 社会的 不

注

① 文部科学省HP、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdo u/22/08/__icsFiles/afieldfile/2010/08/26/1297039_0

2. pdf_ 二〇一〇年一二月二八日閲覧

77

|紀要』 一 奈良 女

各調査の実施時期、 調査対 象者数 体 罰

経験者の割合は下表の通り。 七号、 二〇〇八年三月、 高橋・久米田 2006年

チョン・フィジュン 「女性を脅かす体育会 278 25.6%

する女性を脅かす暴力と差別:それに対抗 韓国女性民友会・文化連帯主催「スポー するとても常識的な代案」、 の構造的暴力と根付いた慣行、そして代案」、 参照。 以下、 討論会資料集 朝鮮語は呉永鎬 ッ 西坂・会田 1994~95年 2006年 226 28.8%

(8)

韓国プロ野球選手協会ホームページ(http://www.kpbpa.n

(4)

改善に関する研究」、 リュ・テホ他「学校体育政策に関する制 · 教育人的資源部、 度 阿江

(5)

がすべて翻訳した。 二〇〇七年、

596

37.4%

扙 調査時期 調查対象者数 体罰経験者の割合

(6)

ソウル大学スポーツ科学研究所「選手に 「運動選手に対する暴力被害防 ハム・ジョンへ・パ 策 大韓:

> (10)(9) dex.php?option=com_content&task=view&id=12&Itemid=49)° | 参照した。 貫」、『ハンギョレ21』、二〇〇〇年六月二二日付、 ーツに怒りが込み上がる。 ャン・ヒジン波紋〉…体育当局子どもじみた対応で一 体育市民連帯ホームページ チャン・ヒジン選手の事件に関しては、 を参照。二〇一〇年一二月二五日閲覧。 学業並行要求 (http://sportscm.org/site/in 「エリートスポ 選手村離脱 チ

(11)録している一八種目の学生運動選手たちと八種目の国家 導者を母集団とし、 レベル運動選手、 十六市・道)一〇年十二月二十五日閲覧。 (済州道を除く) の小・中・高 指導者及び父兄、 二七五校の学校から大韓体育会に登 国家代表選手及び ・大学校代表

指

実態 査である。 殴打改善及び根絶対策などである。 研究内容は殴打に対する認識及び態度、 調査により、 殴打

代表選手二〇四〇人に対して行われた、

最初

の大規模調

(7)

選手協の事態に関しては、

「KBOはプクを打ち、

的接近」、

韓国女性体育会編

『韓国女性体育会誌

第

巻第二号、

を参照

止のための法的、 ク・ヒョネ

制度的法案に対する哲学

育会、二〇〇五年や、

する暴力行為の実態及び根絶対

参照した。 手 球団はチャングを打ち いで縫合」、『東亜日報』、二〇〇一年一月二一日付、 レ 2 1 協定期総会― 二〇〇〇年一二月二〇日付、

選手たち内憤重なる寒い冬」、

『ハンギョ

「選手協波動、

急

あらゆる妨害の中で行われた選

78

生時 明らかになった。 %の選手が週一 表チームに至るまで暴力は依然として存在し、 性別に関係なく行われていた。学校の運動部 七八・一%の選手が殴打経験があり、 また国家代表選手の場合でも四・九%の殴打 から運動現場での殴打経験あることが明らかになっ 回以上、 常習的に殴打されている事実が 七六・五 から国家代 五八 % が :行為が 了 四 小 学

(13) 学校制度が持つ権力性に関しては批(12)『実態調査』、一九頁~二六頁参照。

ら差別・排斥されない権利」。暴力:団体生活、 程及び成績不振等の理由で身体に与えられる体罰及び殴 性暴力を以下のように定義している。学習権: 茂・松下晴彦訳 論じている。例えば、マイケル・W・アップル著、 ル出版、一九九二年、等を参照 学校制度が持つ権力性に関しては批判的教育学者たちが 『実態調査』、五頁、 等の 「身体的暴力と人格冒涜や屈辱感を与える 『教育と権力』、 参照。なお本研究では学習権、 日本エディタースクー 「教育 練習過 「言語 暴力、 か

(14)

(17)『実態調査』、三一~一〇八頁、参照。詳しい調(16)『実態調査』、七~一四頁、参照。的、言語的、身体的な性的言動を全て含む。

的暴力」

の二つが含まれる。

性暴力:意思に反する視覚

- ここ。 ついては、適宜文末に付した参考資料を参照していただ

きたい。

(19) (18)

n_sport.pdf。二〇一〇年一二月二五日閲覧。る。http://www.unicef-irc.org/publications/pdf/violence_i報告書は、以下のサイトで全文の閲覧が可能となってい報告書は、以下のサイトで全文の閲覧が可能となってい『実態調査』、一〇九~一四五頁、参照。